

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年3月1日（金） 号外第17号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	医療法施行細則の一部を改正する規則（6）（医療政策課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（7）（環境立県推進課）・・・ 4

公布された規則のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

医療法施行規則の一部が改正され、病床数が100床以上の病院における栄養士の配置基準が栄養士又は管理栄養士の配置基準に改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 病院開設許可申請書等の様式に記載する病院の従業者に管理栄養士を加える。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

バイオマス発電所等の小規模火力発電所の設置等の事業の実施が環境に及ぼす影響の評価に当たり、環境の保全についての適切な配慮を確保するため、対象事業の要件を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 環境影響評価の対象事業に以下の事業を加える。

ア 一般地域

(ア) 排出ガス量が40,000立方メートル以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業

(イ) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、排出ガス量が40,000立方メートル以上増加する事業

イ 特別地域

(ア) 排出ガス量が30,000立方メートル以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業

(イ) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、排出ガス量が30,000立方メートル以上増加する事業

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

- (3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(2)の一部に関する事項を除き、令和6年5月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>第1号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">病院開設許可申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">6 従業者定員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><u>栄養士又は管理栄養士</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>第5号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">病院（診療所、助産所）開設届</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">9 保健師、助産師、看護師、准看護師、<u>X線技師、栄養士又は管理栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	病院開設許可申請書				略				6 従業者定員	略	<u>栄養士又は管理栄養士</u>	略			略		略				病院（診療所、助産所）開設届		略		9 保健師、助産師、看護師、准看護師、 <u>X線技師、栄養士又は管理栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u>	略	略		<p>第1号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">病院開設許可申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">6 従業者定員</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">栄養士</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>第5号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">病院（診療所、助産所）開設届</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">9 保健師、助産師、看護師、准看護師、X線技師、<u>栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	病院開設許可申請書				略				6 従業者定員	略	栄養士	略			略		略				病院（診療所、助産所）開設届		略		9 保健師、助産師、看護師、准看護師、X線技師、 <u>栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u>	略	略	
病院開設許可申請書																																																									
略																																																									
6 従業者定員	略	<u>栄養士又は管理栄養士</u>	略																																																						
		略																																																							
略																																																									
病院（診療所、助産所）開設届																																																									
略																																																									
9 保健師、助産師、看護師、准看護師、 <u>X線技師、栄養士又は管理栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u>	略																																																								
略																																																									
病院開設許可申請書																																																									
略																																																									
6 従業者定員	略	栄養士	略																																																						
		略																																																							
略																																																									
病院（診療所、助産所）開設届																																																									
略																																																									
9 保健師、助産師、看護師、准看護師、X線技師、 <u>栄養士、歯科技工士、歯科衛生士</u>	略																																																								
略																																																									

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件	事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
略			略		
5 条 例 別 表 第 5 号 に 掲 げ る 事 業	ウ 出 力 が 150,000キ ロワット以上又 は排出ガス量 <u>は排出ガス量</u> <u>（大気中に排出</u> <u>される気体の量</u> <u>の1時間当たり</u> <u>の最大値を温度</u> <u>零度、圧力1気</u> <u>圧の状態に換算</u> <u>したものを用</u> <u>う。以下同</u> <u>じ。）が40,000</u> <u>立方メートル以</u> <u>上である火力発</u> <u>電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業</u>	出力が112,500キ ロワット以上又は <u>排出ガス量が</u> <u>30,000立方メー</u> <u>トル以上</u> である火力 発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業	5 条 例 別 表 第 5 号 に 掲 げ る 事 業	ウ 出 力 が 150,000キ ロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業	出力が112,500キ ロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の事業
	エ 火力発電所 （地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、出力が150,000キロワット以上である発電設備を新設し、又は <u>排出ガス量が40,000立方メー</u>	火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、出力が112,500キロワット以上である発電設備を <u>新設し、又は排出ガス量が30,000立方メートル以上増加するもの</u>		エ 火力発電所 （地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、出力が150,000キロワット以上である発電設備を <u>新設するもの</u>	火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の事業であって、出力が112,500キロワット以上である発電設備を <u>新設するもの</u>

	<u>トル以上増加するもの</u>	
	略	
略		
14 条 例 別 表 第 14 号 に 掲 げ る 事 業	ア 排出ガス量が40,000立方メートル以上又は排出水量（排出される水の量の1日当たりの平均値をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上である工場及び事業場（製造業（物品の加工業又は修理業を含む。）、ガスの供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の設置の事業	略
	略	
略		

備考 略

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
9 別 表 第 2 の	発電所若しくは発電設備の出力又は	発電所若しくは発電設備の出力又は排出ガス量が10パーセント以上

	略	
略		
14 条 例 別 表 第 14 号 に 掲 げ る 事 業	ア 排出ガス量（大気中に排出される気体の量の1時間当たりの最大値を温度零度、圧力1気圧の状態に換算したものを用いる。以下同じ。）が40,000立方メートル以上又は排出水量（排出される水の量の1日当たりの平均値をいう。以下同じ。）が10,000立方メートル以上である工場及び事業場（製造業（物品の加工業又は修理業を含む。）、ガスの供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。）の設置の事業	略
	略	
略		

備考 略

別表第3（第20条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
略		
9 別 表 第 2 の	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。

5の項のウ又はエに該当する対象事業	は排出ガス量	増加しないこと。
	略	
略		

5の項のウ又はエに該当する対象事業		
	略	
略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
9別表第2の5の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所若しくは発電設備の出力又は排出ガス量は	発電所若しくは発電設備の出力又は排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
略		
略		

別表第4（第31条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略		
9別表第2の5の項のウ又はエに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
略		
略		

別表第5（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
3 条例別表第3号に掲げる事業	ア 軌道法第5条第1項の規定による認可 イ 略
略	

別表第5（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
3 条例別表第3号に掲げる事業	ア 軌道法第5条第1項又は軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第1項の規定による認可 イ 略
略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の届出がなされた事業について

は、なお従前の例による。